

2020 年 10 月

国際仲裁・国際調停の最新動向

弁護士 古田 啓昌¹

本ニュースレターは、ビジネス紛争の解決手段として近時ますます注目を集めている国際仲裁・国際調停について、我が国の最新動向をお知らせするものです。

1. 国際仲裁をめぐる最新動向

仲裁は、紛争の解決を中立公正な第三者(仲裁人)の判断に委ね、その判断(仲裁判断)に服することによって、紛争を終局的に解決する制度です。裁判所での訴訟と比較すると、紛争の終局的な解決を、紛争当事者の意思にではなく、第三者(裁判官または仲裁人)の判断に委ねる点は同じですが、紛争の審理判断を行う者が、訴訟では裁判官(通常は公務員であり、当事者が人選を左右することはできない)であるのに対し、仲裁では仲裁人(通常は私人であり、当事者が人選を左右できる)である点などの違いがあります。

国際仲裁については、日本政府が 2017 年 6 月に「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(いわゆる骨太の方針)において「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための取組」を宣言したことを受けて、以下のような動きが生まれています。

(1) JIDRC-Osaka、JIDRC-Tokyo の開業

訴訟における証人尋問等は裁判所庁舎内の法廷で実施されますが、仲裁の場合には紛争当事者の責任で審問会場を確保する必要があります。これまで日本には仲裁専用の審問会場は存在せず、しばしばホテルの宴会場や、代理人弁護士の法律事務所の会議室を審問会場として利用してきました。しかし、ホテルの宴会場は使用料が高価な上に審問会場としては使い勝手が悪く、また法律事務所の会議室は中立性に懸念があり、これが日本で仲裁を実施することの障害の一つとなっていました。

この障害を克服するため、2018 年 2 月に設立された一般社団法人日本国際紛争解決センター(Japan International Dispute Resolution Center)は、2018 年 5 月には大阪で仲裁その他の ADR のための最先端の審問施設(JIDRC-Osaka)の運用を開始し、2020 年 3 月には東京でも同様の施設(JIDRC-Tokyo)の運用を開始しました。これらの施設は、テレビ会議システムや通訳ブースなど国際仲裁の審問に必要な機能を常備しており、

¹ 当事務所パートナー、英国仲裁人協会フェロー(FCIArb)、日本仲裁人協会常務理事、日本国際紛争解決センター業務執行理事、「仲裁法制の見直しを中心とした研究会」委員

世界の様々な仲裁機関(日本商事仲裁協会、国際商業会議所仲裁裁判所、シンガポール国際仲裁センター、香港国際仲裁センターなど)における機関仲裁や、仲裁機関を利用しないアドホック仲裁の審問に利用することが可能です。

(2) 外弁法の改正

これまでも外国弁護士が日本国内で「国際仲裁」の代理人を務めることは可能でしたが、外弁法(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法)が定義する「国際仲裁」は、たとえば外国企業の日本子会社間の仲裁は「国際仲裁」に該当しないなど、範囲が極めて狭く、世界的に不評でした。2020年5月、外弁法が改正されて「国際仲裁」の定義が拡張され、外国弁護士が日本国内で代理できる国際仲裁の範囲が大きく広がりました。

(3) 仲裁法の改正

我が国の仲裁法は、国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)が1985年に作成した国際商事仲裁モデル法に準拠して、2003年に立法されました。国際商事仲裁モデル法は、その後2006年に改正され、仲裁人の命じた暫定保全措置に執行力を付与する規定が置かれました(従前、暫定保全措置は当事者の任意の履行を期待するのみで、裁判所による強制執行の対象ではありませんでした。)。これを受けて、多くの諸外国で2006年モデル法に準拠して国内法が改正されています。我が国においても、公益社団法人商事法務研究会の「仲裁法制の見直しを中心とした研究会」が2020年7月に仲裁法改正に向けた研究会報告書を公表しています。今後、法務大臣の諮問機関である法制審議会での議論を経て、仲裁法の改正作業が進むと予想されます。

2. 国際調停をめぐる最新動向

調停は、中立公正な第三者(調停人)が紛争当事者間の和解交渉を仲介し、当事者間の和解合意による紛争解決を促進する制度です。仲裁や訴訟と比較すると、紛争の終局的な解決を第三者(裁判官または仲裁人)の判断に委ねるのではなく、第三者(調停人)が勧める和解合意に応じるか否かの最終的な決定権は、あくまでも当事者が有する点に大きな違いがあります。

調停で和解が成立すれば、訴訟や仲裁を最後まで追行するよりも早期かつ安価に紛争を解決することができることから、近時、ビジネス紛争についても、調停による解決を図る事例も増加しており、これに呼応して以下のような動きが生まれています。

(1) 京都国際調停センター(JIMC-Kyoto)の開業

日本で「調停」というとき、最もポピュラーなのは裁判所の民事調停です。全国438カ所の簡易裁判所が原則的な管轄権を有しており、口頭での申立てでもできるなど、市民間紛争の解決には大きな役割を果たしています。しかし、裁判所での手続きであるため、調停期日が開かれるのは平日の日中のみであり、使用言語も日本語のみです。事件を担当する調停委員は企業法務経験のない方々が多数であり、国際的なビジネス紛争の解決に向いているとは言えません。

こうした状況を踏まえて、公益社団法人日本仲裁人協会(JAA)は、2018年11月、京都国際調停センター(Japan International Mediation Center - Kyoto)を開業しました。JIMC-Kyotoは日本初の国際調停専門機関であり、主に海外取引に関連する紛争について、現在国際的に活用されている調停手法による調停を実施し、日本企業や海外企業の国際的な紛争を解決に導きます。2020年9月には、JIMCとシンガポール国際調停センターとの間で、オンラインによる迅速かつ効果的な国際商事紛争解決を可能とするJIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocolに関する覚書が締結されました。これは、コロナウィルス感染症(Covid-19)が蔓延する現状を踏ま

え、オンラインによる迅速かつ効果的な国際商事紛争解決を目指して、国際的な紛争解決センターが国を超えて連携する、世界初の試みです。

(2)シンガポール調停条約の締結・発効

我が国では、裁判所の民事調停において和解合意が成立した場合には、その合意内容は裁判所の和解調書に記載されます。一方当事者が和解合意を約束通り履行しないときは、他方当事者は和解調書に基づいて直ちに強制執行に着手することができます。これに対し、裁判所外の調停において和解合意が成立した場合には、その合意内容は当事者間の和解契約書に記載されます。一方当事者が和解合意を約束通り履行しないときは、他方当事者は直ちに強制執行に着手することはできず、和解合意の履行を求める訴訟(和解合意に仲裁条項が含まれているときは、仲裁)を改めて提起しなければなりません。

こうした現状を改善するため、国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)は、2018 年 12 月、国際的な商事調停において成立した和解合意に執行力を付与するための条約(シンガポール調停条約)を採択し、2019 年 8 月、米国、中国、インド、韓国など 46 カ国が参加してシンガポールで条約調印式が開催されました。シンガポール調停条約は、その後 2020 年 9 月に発効しました。

日本は未だシンガポール調停条約に調印していませんが、前述の「仲裁法制の見直しを中心とした研究会」報告書(2020 年 7 月)においては、シンガポール調停条約を念頭に、裁判所外の調停において成立した和解合意に執行力を付与する(すなわち、改めて訴訟・仲裁をしなくても、直ちに裁判所での強制執行手続に着手できる)方向での提言がされています。今後、この点についても法制審議会での議論が行われ、所要の立法作業が進むと予想されます。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 古田 啓昌(yoshimasa.furuta@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。